

輸出注意事項 12 第 7 8 号・平成12・12・18貿局第 2 号
平成12年12月27日
貿 易 局

「特定包括輸出許可等について」の一部改正について

「特定包括輸出許可等について」（平成 8 年 9 月 6 日付け 8 貿局第 3 7 6 号・輸出注意事項 8 第 2 2 号）の一部を下記のように改正し、平成 1 2 年 1 2 月 2 7 日から実施する。

記

別記第 4 の 8 の文中「第 3 号口」を「第 3 号口若しくは八」に改める。

別記第 8 の 6 の文中「第 3 号口」を「第 3 号口若しくは八」に改める。